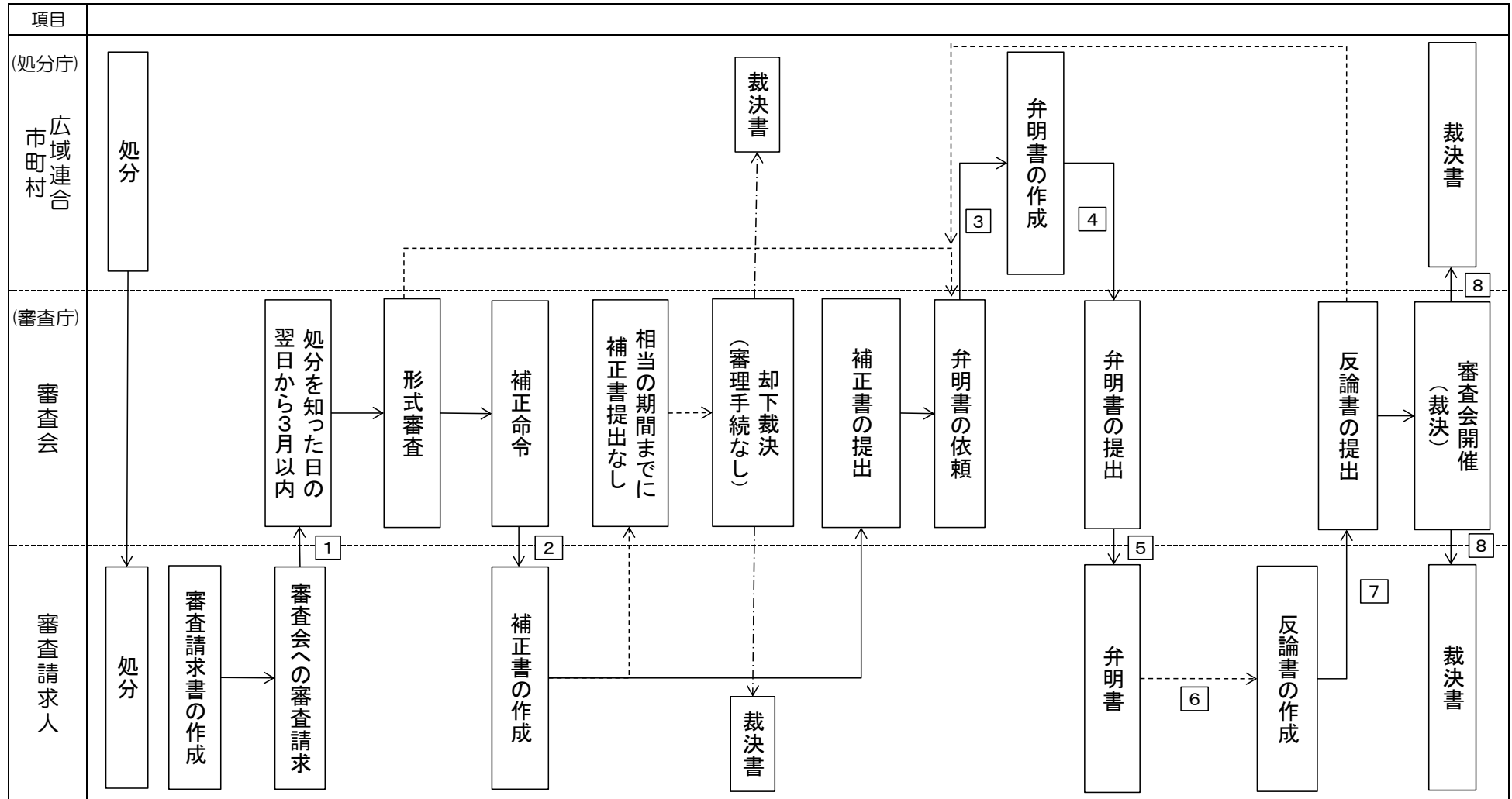


審査請求の流れ



- 1 審査請求人は、審査請求書を2部作成し、審査庁である山梨県後期高齢者医療審査会に提出する。
- 2 審査会は、審査請求書の記載事項がすべて記載されていない場合等で、補正が必要なときは、相当の期間を定めて補正命令を行う。
- 3 審査会は、広域連合又は市町村に審査請求書を送付し、相当期間を定めて弁明書の提出を求める。
- 4 広域連合又は市町村は、弁明書を2部作成し、審査会に提出する。
- 5 審査会は、審査請求人に弁明書を送付する。
- 6 審査請求人は、反論書を提出する場合には2部作成し、相当の期間内に審査会に提出することができる。
- 7 審査会は、反論書の提出があった場合には、広域連合又は市町村に反論書を送付する。
- ※ 再度弁明書の提出があった場合は、それに対する反論書の提出もできる。(3～7の繰り返し)
- 8 審査会は審査請求内容について審査し、裁決を行い、裁決書謄本を審査請求人及び広域連合又は市町村に送付する。